

水際対策

資料 7

(課題)

■情報伝達

- ◇ 検疫所と各自治体等の情報伝達が不十分
5月の成田空港検疫所で高校生が停留されたが、メディアからの情報が先行し、地元は混乱した。

■検疫の効果

- ◇ 検疫の効果
新型インフルエンザ発生国からの帰国者を対象にしたため、第三国を経由した帰国者は外れており、検疫の効果に問題があった。

■健康観察(感染が確認された飛行機の搭乗者)

- ◇ 健康観察の限界
 - ・検疫所から送付される搭乗者リストで健康観察を行ったが、本人不在や名簿不備等により連絡が取れないケースが多数あった。
 - ・連絡が取れても、健康観察の趣旨が伝わっておらず、協力が得られないケースがあった。
 - ・搭乗者リストが、入国後相当期間経過後に送付されてきた。
 - ・プライバシー保護のため、直接本人から確認する必要があり、健康観察が夜間にまで及んだ。
 - ・健康観察対象者からは、感染者は確認されなかった。
 - ・外国人旅行者は、言葉の問題もあり、検疫、健康観察の趣旨が十分に伝わっていなかった。
- ⇒その結果、保健所ではこれらの対応に多くの労力、時間を割き、感染者に対する保健指導等に影響があった。

<大阪府の健康観察の状況(21年4月~6月19日まで)>

健康観察対象者数 5,669人
うち、名簿不備等により連絡が取れなかった比率 9.3%
(大阪府の14保健所での比率)

■検疫体制の見直し時期

- ・渡航歴のない方の感染が確認されているにも関わらず、6月19日の運用指針の改定まで検疫体制の見直しが行われなかった。

国内感染が確認された時点で
速やかに国内対策へシフト!

(対応案)

- ①空港は日本全国からの利用(特に成田空港)があることから、地元自治体だけではなく、全国的な連携体制と迅速な情報提供体制の整備が必要である。
- ②検疫の効果は感染拡大の引き延ばしなど限定的であることから、国内で感染が確認された時点で、速やかに国内対策へ重点を切り替えるべきである。
- ③海外帰国者の健康観察にあたっては、検疫所等で十分にその趣旨や注意事項を伝達する必要がある。
- ④ウイルスの毒性や感染力等の状況に応じ、健康観察の頻度、方法を柔軟に変更する必要がある。
- ⑤外国人旅行者(入国者)に対しては、国(地方厚生局、検疫所等)で窓口を設置し、一元的に対応すべきである。
- ⑥国内で海外帰国者以外の感染が確認された場合には、健康観察を中止すべきである。

-1-

(課題)

公衆衛生対策・サーベイランス

■公衆衛生対策

- ◇ 学校閉鎖、イベントの中止
(プラス面)
大阪府内で実施した学校一斉休校により、感染拡大防止に効果が認められた。
- (マイナス面)
全国からの風評被害の一因となったり、また保育所の休園による保護者への影響など、社会経済活動への影響があった。
- ◇ 証明書の発行
・出勤自粛の解除の証明のために、未罹患である旨の証明書の発行を求める人が多く、医療現場が混乱した。

■サーベイランス

- ◇ 確定検査
・感染の発生とともにPCR検査依頼が急増するが、発生直後はウイルス株(検査試薬)が入手できないことから、確定検査が困難であった。
- ・全検体対象にしたPCR検査は、保健所で検体回収・搬送等に多くの労力が割かれた。
- ◇ サーベイランスの切り替え
・国内感染初期においては、積極的疫学調査及びPCR全数検査によって、感染の急激な拡散を防ぎ、拡大を遷延化させることが期待できる。しかし、国内感染者が複数に及び、疫学的に感染ルートが解明できない事例が確認された後にも、積極的疫学調査及びPCR全数検査は継続された。

■各種届出

- ・感染症法施行規則第3条第3項に基づく連絡は、実質的に機能していないにも関わらず、なかなか見直しが行われなかった。
- (※保健所が集団的感染のおそれがあると判断した場合に、当該施設名を管内医療機関に連絡するとともに、医療機関が当該施設の利用者を診察し、感染が確認された場合に保健所に届出るシステム)
(例)高校や私立学校、専門学校は、通学区域が他府県等に及ぶことから、広範囲の医療機関への連絡及び、医療機関からの届出は実質的に機能しないものであった。

感染状況に応じた
的確な対策の切り替え!

(対応案)

- ①学校閉鎖・イベントの中止は、急激な感染拡大の防止によるピークカットの効果と社会経済への負の影響の両面がある。ウイルスの毒性や感染力、感染の状況、医療体制、パンデミックワクチンの確保状況などから、国民の命を最優先にしつつ、適切に判断する必要がある。
- ②新型インフルエンザに対する情報不足による国民の不安が原因であることから、国民に対して正確な情報提供が必要である。
- ③ウイルス株(検査試薬)の早期入手、地方衛生検査所への早期提供が必要である。
- ④各種サーベイランスについては、感染状況に応じて、その導入時期、終了時期を判断する必要がある。感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認されれば、ウイルスサーベイランスや重症例など次のサーベイランスに移行すべきである。また、その移行時期も、地域の感染状況に応じ、各自治体でも判断を行えるよう柔軟に対応すべきである。
- ⑤各種対策は、一定のルールを確立しつつも、ウイルスの性状や感染拡大の状況、医療資源にあわせ、現場実態に即した対応を行うべきであり、各自治体の保健所等の現場の意見を尊重し、柔軟に変更や修正等を行うべきである。

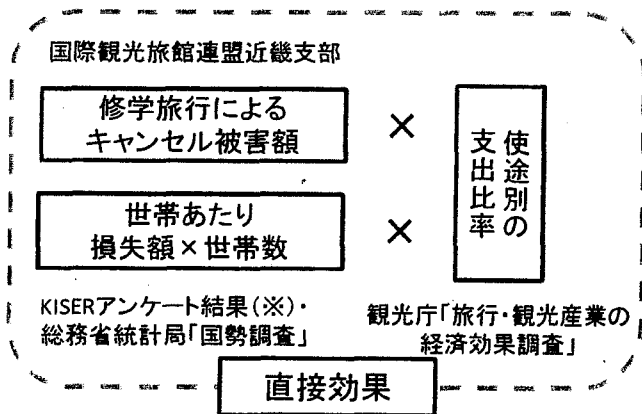
-2-

新型インフルエンザの関西経済への影響調査 —2009年5月後半～8月初旬の期間に関して—

1. 概要

独自に実施したアンケート調査により経済損失額を推計。さらに「産業連関分析」により、関西経済への波及効果・雇用への影響を産業別に推計。

2. 分析のフレームワーク



KISER 関西地域間産業連関表により推計
関西地域の経済損失額(2,383億円)

KISER 雇用表により推計
関西地域の雇用喪失(18,097人)

(注)実際に雇用喪失が発生した規模ではなく、経済損失額を雇用者数に換算した数字である。

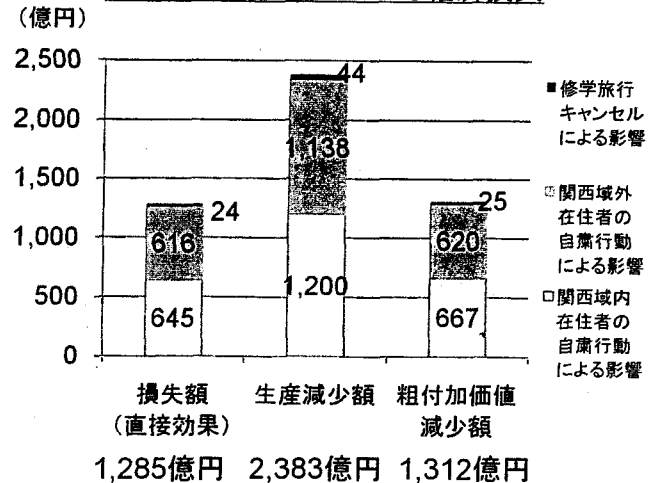
※ KISERアンケート調査結果(抜粋)

新型インフルエンザの影響があったと答えた回答者割合

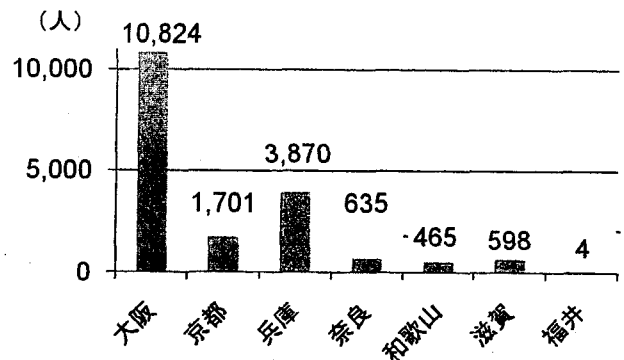
期間	関西在住者	関西域外在住者
5月16日～5月末	36.0%	6.0%
6月～8月	7.2%	2.4%

3. 分析結果 (詳細)

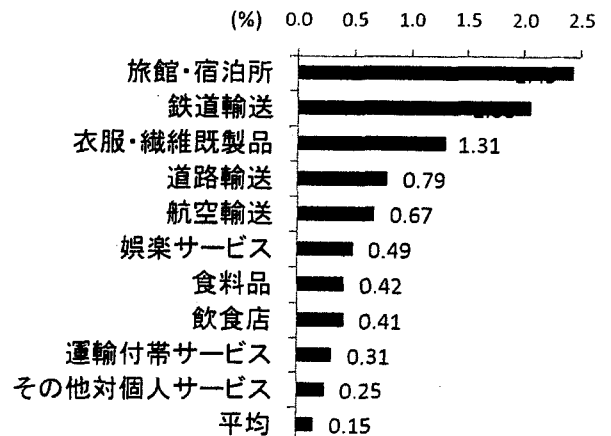
新型インフルエンザによる経済損失



関西地域の府県別雇用喪失



被害額の対生産額割合(産業別)



新型インフルエンザによって一時的にはあるが、2,383億円の経済損失をもたらした。粗付加価値額で見ると関西地域の域内総生産額の0.15%に相当する。特に宿泊施設、輸送機関など観光関連産業への打撃が相対的に大きい。

新型インフルエンザ（A/H1N1）国内発生当初の学校臨時休業等の対応について

兵庫県教育委員会事務局 体育保健課長 濱田 浩嗣

兵庫県では、5月16日、神戸市内の高校生（海外渡航歴なし）に新型インフルエンザの感染が確認された。全県の小・中・高等学校、特別支援学校を臨時休業するなど、前例のない措置を行ったが、学校現場では少なからず混乱が生じた。

1 今回とった対策の概要

(1) 県の関係規定

兵庫県新型インフルエンザ対策計画〔平成21年4月27日改定〕 ○ 原則として、県内において第1例目の患者が確認された時点で、県下の全ての学校等に臨時休業を要請
県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画（Ver.1）〔平成21年5月1日〕 ○ 新型インフルエンザ発生時の県立学校における基本的対応を整理 ○ 臨時休業中の生徒指導及び学習指導に関する参考資料、教職員の業務体制モデル、健康観察票などを提示

(2) 兵庫県のとった対策

当初、患者のほとんどが県立高校生であったことから、県立高校の学区単位で休業を行った。

平成21年5月18日からは、全県の小・中・高等学校、特別支援学校の休業を要請したが、5月23日をもって面的規制から学校単位の規制に切り替えて実施した。

兵庫県の学区（16学区）

神戸第一・芦屋学区、神戸第二学区、神戸第三学区、尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、伊丹学区、丹有学区、明石学区、加印学区、北播学区、姫路・福崎学区、西播学区、北但学区、南但学区、淡路学区

日時	休業措置の状況
5/16 (土)	○ 県内発生確定を受け対応方針を決定 〔区域〕神戸第一・芦屋学区（神戸市東灘区・灘区・中央区、芦屋市） 〔内容〕・県立学校及び県立大学（神戸キャンパス）の休校 ・学校行事（修学旅行、校外活動等）の中止又は延期 ・市立学校及び私立学校、大学等に対する休校要請 ○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕神戸第二学区（神戸市兵庫区・北区・長田区）を追加 〔内容〕次の内容を追加 ・同区域内外の県立学校においては、同区域から通学している児童生徒に対し出席停止（市立学校及び私立学校等の自宅待機を要請）
5/17 (日)	○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕加印学区（加古川市、高砂市、姫路市（別所小学校区、大的中学校区）、稲美町、播磨町）、南但学区（養父市、朝来市、香美町小代区・村岡区）を追加 〔内容〕次の内容を追加 ・休業措置がとられた場合の外出自粛の徹底を要請 ・大学等に対し、帰省等不要不急の外出自粛を要請 ○ 大阪府内の私立高校で、県内在住の生徒に感染が確認されたため、患者生徒の住所地の市区内に所在する県立大学、県立学校及び市立・私立高校を休業とした。 〔区域〕神戸第三学区（神戸市須磨区・垂水区・西区）、阪神地域（三田市及び芦屋市）、明石市 〔内容〕制限内容を緩和して実施 ・県立学校及び県立大学（神戸学園都市及び明石キャンパス）の休校 ・学校行事（修学旅行、校外活動等）の中止又は延期 ・市立学校及び私立学校に対する休校要請
5/18 (月)	○ 他の県立高校の生徒の感染が確認されたことから、制限区域を拡大 〔区域〕北但学区（豊岡市、新温泉町、香美町北部）を追加 ○ 全県の県立学校を休校とし、全県の小・中・高等学校、特別支援学校の休業を要請
5/23 (土)	○ 面的規制から施設単位の規制への転換

※休業校園数 幼稚園 281 園、小学校 824 校、中学校 390 校、高校 219 校、特別支援学校等 42 校
専修学校 79 校、各種学校 45 校、高等専門学校 2 校、大学 62 校

【休業に伴う影響と対応等】

影 響	対 応 等
休業による学習の遅れ	電話・訪問による生活指導、学習指導
長期休業による授業時間数の不足	夏休み等の活用や、学校行事の工夫等
修学旅行の中止・延期	旅行業者の免除を要望

【現場の状況等】

- 県内発生当初、多くの報道機関が学校や病院に詰めかけ、現場が非常に混乱した。

学校に対し、個人名の開示要求、患者本人への取材の申し込みを行うなど、一部で行き過ぎた取材も見られた。各学校では、混乱しつつも対策本部の設置、校長・教頭への取材対応の一元化、記者会見の実施等の対策がとられた。

- 患者は高校生とその関係者が圧倒的に多かったため、全県立学校の生徒、教職員及び同居者を対象に健康調査を実施した。（学校サーベイランスシステムに移行）
- 部活動の交流に参加した高校生の生徒が多く感染しており（22名）、交流し合いが感染ルートと推定されたため、患者が発生した学校の対外交渉活動を禁止した。
- 部活動でのペットボトルの回し飲みが感染の原因であることが疑われたため、学校再開にあたって部活動のあり方（ペットボトル、タオルの共有）について、全県立学校に注意喚起を通知した
- 休業期間中に生徒が友人と遊ぶなどして感染が拡大した事例があったため、兵庫県新型インフルエンザ対策本部から休業中の外出自粛徹底を通知するとともに、生徒指導担当教員を中心に全県で巡回指導を実施した。

【5月23日以降の対応】

ア 5月22日現在で患者がいた県立学校の措置

- 10名以上の患者が発生した学校については引き続き7日間、臨時休業を継続
- それ以外の学校については、患者の直近の発症者日から7日間（発症日の翌日が1日目）臨時休業を継続

イ 新たに患者が発生した場合の措置

- 感染者、疑い患者、濃厚接触者を一定期間、出席停止とする。
- 県立学校の新型インフルエンザ（A/H1N1）臨時休業基準（休業期間：原則7日間）5/29～

学級閉鎖	(a)クラス内で新型インフルエンザ感染者が複数発生したとき (b)新型インフルエンザの疑いのある患者がクラスで10～15%に達したとき
学年閉鎖	学年内において複数クラスが学級閉鎖になったとき
学校休業	複数学年において新型インフルエンザの感染者が急速に増加するなど、学校内において、新型インフルエンザがまん延するおそれがあると判断されるとき

- 臨時休業等に際しての指導等

学校長は、臨時休業等により出席停止とした児童生徒に対し、次の指導等を行う。

- 感染拡大防止のための臨時休業等の意義などの健康教育を行うとともに、健康状態の調査を継続すること。
- 本人や家族等同居者が体調不良の場合は、速やかに学校へ連絡するとともに、健康福祉事務所（保健所）へ相談するよう徹底すること。
- 自宅での生活を基本とし、感染予防対策を励行するとともに、不要不急の外出を避けるように指示すること。
- 特に、生徒同士の接触や繁華街への外出等は厳に慎むよう徹底すること。

ウ 心のケア等相談体制を強化

カウンセラー等を中心に児童生徒の心のケア等教育相談を強化

2 評価

(1) 有効であった対応

ア 全県の学校休業

全県の小・中・高等学校・特別支援学校の休業以降、県内の患者発生数は急激に減少し、感染拡大防止に一定の効果があったと考えられる。

(2) 解決すべき課題

ア 面的規制の基準

弱毒性インフルエンザに対応した面的制限の基準（規制区域の単位、規制を発動する時期等）が明確でなかったため、規制内容の決定に時間を要した。

イ 対応のばらつき

国のガイドラインでは、学校等の休業要請は都道府県が行うとされていたが、市町が独自に休業措置を決定したため、県と市町と臨時休業の範囲等が異なり、一部混乱があった。

ウ 規制単位

県立学校の学区単位で規制したため、市や町の一部のみが対象となるなど、行政区画と一致する市内地域が生じ、地域における措置に困難が生じた。

エ 校区のない学校への対応

私立学校等（幼稚園、小中高等学校、専修・各種学校）、一部の公立高校（単位制・総合学科等）及び大学は、生徒（学生）の居住区が広範囲にわたるため、校区単位の規制ではカバーできなかった。

オ 長期休業の限界

長期間の臨時休業・外出自粛は学習指導、生徒指導及び家庭での生活指導に限界があり、現場では1週間が限度との声が強かった。

カ 経費補填

修学旅行等学校行事・延期又は中止による取消料や、給食とりやめにより発生した購入済食材等のキャンセル費用、生徒連絡用の携帯電話レンタル料等の通信費用が発生したが、その経費を誰が負担するのか明確でなかった。

キ 感染ルートに対する拡大防止措置

今回の新型インフルエンザの感染者とその家族等が大きな割合を占めるなど感染源がほぼ特定されていたことから、迅速な濃厚接触者の把握、感染拡大防止が不可欠であったほか、高校生に対する感染防御に関する啓発も重要な対策となった。

ク 休業中の感染防止

学校の生徒等の中で、休業の趣旨が充分理解・徹底されず、休業中に生徒間の接触があり、感染が拡大したケースがあった。